

動物診療施設チェックシート

- ・ 獣医療法に関する主なチェック項目をとりまとめました。
- ・ 適切な施設運営のためにご活用ください。

★届出関係

チェック✓

☐ 以下の場合には10日以内に届出

以下の項目に変更があったとき ⇒ 変更届

- ・ 診療施設の名称
- ・ 管理者の氏名、住所
- ・ 開設者の氏名、住所
- ・ 診療施設の部分的な改修
- ・ エックス線装置（設置、更新、廃止）
- ・ 診療業務を行う獣医師
勤務獣医師の追加、退職等
- ・ 獣医師の氏名
- ・ 放射線診療に従事する獣医師
- ・ 診療業務の種類
- ・ 定款の変更（法人の場合）

動物診療施設を廃止または休止するとき ⇒ 廃止・休止届

こんなときは新規の開設が必要です！

- ・ 施設の所在地が変わったとき
- ・ 施設を全面的に改修したとき
- ・ 開設者が変わったとき⇒親子間での事業継承でも必要です。
- ・ 法人化したとき

届出方法

①届出書を提出

郵送または滋賀県家畜保健衛生所に持参

宛先：〒523-0813

近江八幡市西本郷町226-1

滋賀県家畜保健衛生所

様式：滋賀県家畜保健衛生所HPに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/zyuui/103631.html>

②電子による提出

しがネット受付サービスにて届出（滋賀県家畜保健衛生所のホームページまたは以下の二次元コードからアクセス）



（開設届）



（変更届）



（廃止/休止/再開届）

★医薬品の取り扱い

チェック✓

☐ 劇薬または毒薬は他の医薬品と区別して保管している。

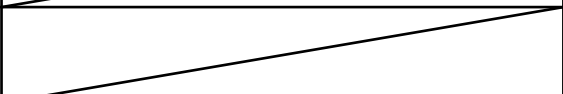
チェック✓

☐ 毒薬は施錠された場所で保管している。

チェック✓

☐ 向精神薬の保管方法、記録作成、廃棄、事故発生時の対応について理解している。

(参考)

	向精神薬	毒薬	劇薬			
保管方法	盗難防止策を講じた 保管場所  ※1	施錠保管 				
		他の物と区別し保管※2				
譲受、譲渡、廃棄 の記録	有※3 (最終記載から2年間保管)					
在庫の 廃棄	容易に回収できない 方法で実施※4					
事故発生時 (喪失、盗難等)	事故届 一定量以上の喪失・盗難等の場合※5					

- ※1 盗難防止策とは、部屋、保管棚に施錠をする他、休憩時など施設が不在となる時間は施設入り口を施錠する等。
- ※2 冷蔵庫に保管する場合も、冷蔵庫内で他の医薬品と分けて保管。
- ※3 第一種、第二種向精神薬のみ。譲受記録は購入伝票の保管でも可。
- ※4 熱、酸アルカリによる分解、希釈、他の薬剤と混合等。
- ※5 100 g、120個、10アンプル、10容器、10枚以上の場合。

向精神薬の指定状況 令和7年10月3日現在

第一種向精神薬		第二種向精神薬	
メチルフェニデード	モダフィニル	ペントバルビタール	アモバルビタール
セコバルビタール	メタカロン	ベンタゾシン	ブプレノルフィン
メクロカロン	フィンメトラジン	ブタルビタール	シクロバルビタール
フェネチリン	ジペプロロール	グルテチミド	カチン
			フルニトラゼパム

・エックス線装置

★届出関係（変更届）

チェック✓

- ☐ 以下の場合、10日以内に家畜保健衛生所に届出。

・エックス線装置を更新または廃止するとき

届出方法

①届出書を提出

郵送または滋賀県家畜保健衛生所に持参

宛先：〒523-0813

近江八幡市西本郷町226-1

滋賀県家畜保健衛生所 宛

様式：滋賀県家畜保健衛生所HPに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/zyuui/103631.html>

②電子による提出

しがネット受付サービスにて届出（滋賀県家畜保健衛生所のホームページまたは以下の二次元コードからアクセス）



★装置の管理

チェック✓

- ☐ 故障していなくても、3年に1回を目安に定期検査を行う。

検査が必要な項目

- ・装置の異常および破損の有無
- ・漏えい放射線の有無および線量当量率または線量当量
- ・照射野

検査記録は5年保管

チェック✓

- ☐ 地震、火災、水害、盗難等、X線装置の事故があったときは、関係機関等に報告し、その記録を残す。

報告

放射線障害が発生したり発生のおそれがある場合は、家畜保健衛生所、警察、消防署等に直ちに報告。

記録は5年間保管

★放射線防護（従事者）

チェック✓

☐ 線量計を装着し、個人被ばく線量を測定。

対象

管理区域に常時立ち入る放射線診療従事者（獣医師、診療補助者等）

測定

- ・男性は胸部、女性は腹部の1cm線量当量を測定する。
- ・防護エプロンを装着し、手や顔面に防護具を装着しない場合など、不均等な被ばくとなる場合は、最大被ばくとなる部位（例：頭頸部や目、手指等）についても測定。
- ・手指を測定する場合は70μm線量当量を測定。目の近傍を測定する場合は1cm線量当量または3mm線量当量を測定。

※一般的なポケット線量計（電子式線量計）は皮ふの等価線量の算定に必要な70μ線量当量の測定ができません。

線量のチェック

実効線量および等価線量が基準値内となっているかチェック。

実効線量：組織・器官ごとの放射線への感受性の差を考慮した、全身への総合的な影響を示す線量
組織・器官ごとの放射線への感受性を反映した係数を等価線量に掛け合わせたものの総和

等価線量：放射線の種類による影響を考慮した組織・器官ごとの線量
エックス線の場合：1cm、70μmまたは3mm線量当量=等価線量

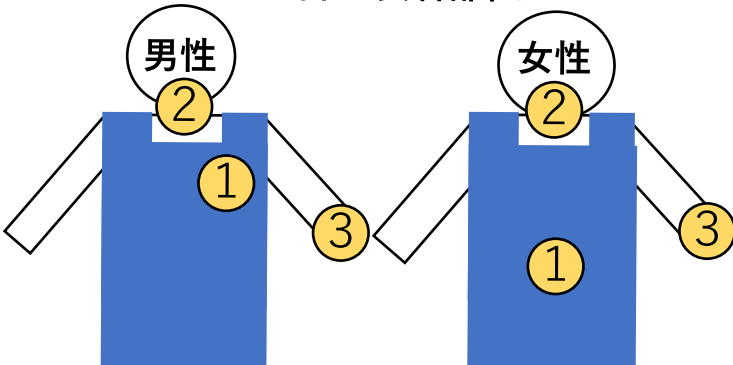
線量の記録は5年間保管

実効線量は個人線量計の業者により算出されたものを記録する、もしくは下記の計算式により、自ら算出したものを記録。

- ◆均等な被ばくの場合（1か所での測定）
実効線量＝胸部または腹部の線量計の1cm線量当量
- ◆不均等な被ばく場合（2か所以上で測定）
実効線量
$$=0.11 \times (\text{頭頸部用線量計の1cm線量当量}) + 0.89 \times (\text{胸部または腹部の線量計の1cm線量当量})$$

項目	基準
実効線量	5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv
	女子：4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする3月間につき5mSv
	妊娠中である女子：内部被ばくについて出産までの期間1mSv
等価線量	
・眼の水晶体	5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv
・皮ふ	1年間につき500mSv
・妊娠中の女子の腹部	出産までの期間2mSv

線量計の装着部位



- ①男性は胸部、女性は腹部に装着。
（防護エプロンを着用の場合はその内側）
- ②①以外の体幹部の被ばく線量が最大となる場合、その部位も測定
（頭頸部、目等）
- ③体幹部以外の人体部位の被ばく線量が最大となる場合、その部位も測定。（手指等）

★放射線防護（場所）

チェック✓

☐ 環境中の放射線量をモニタリング

測定が必要な場所

①エックス線診療室、②管理区域境界、③敷地内の居住区域、④敷地境界

測定

通常のエックス線装置の使用状態での放射線量（1 c m線量当量）

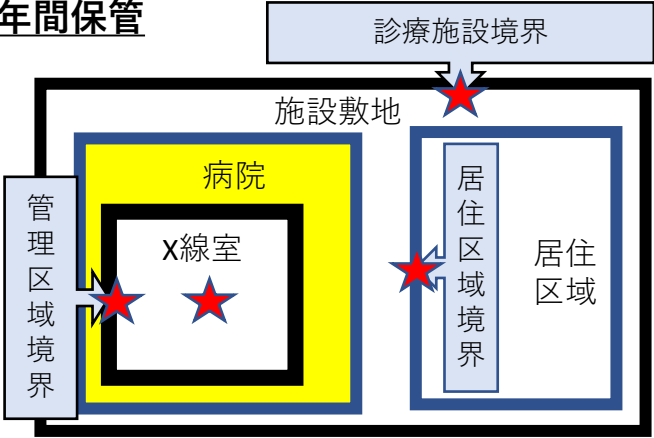
測定結果のチェック

環境中の放射線量が基準を超えていないか、測定結果をチェック

測定頻度

固定して使用されている場合：6 か月に一回

測定記録は5年間保管



参考）場所ごとの放射線量の基準

項目	基準	測定場所
エックス線診療室	1 mSv／週以下	防護つい立等がある場合、その外側 つい立等が無い場合は、X線装置を操作する場所
管理区域境界	1.3mSv／3 か月以下	境界外側（通常X線室の壁の外側）の最も近接した場所
診療施設敷地の境界	250μSv／3 か月以下	診療所敷地の境界
施設敷地内の居住区域		居住区域との境界

チェック✓

☐ エックス線装置の使用時間を記録

記録

装置の使用時間を1週間ごとおよび3月間ごとにまとめて記録

※使用時間については使用回数に以下の秒数を掛けたもので差し支えない。

骨：10秒 その他の臓器：0.1秒

記録は3年間保管